

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年8月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年8月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 13時30分～15時00分

2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 坂本 保男 委 員 9 番 徳永 廣敏

委 員 4 番 野田 孝光 委 員 10 番 渡邊 義高

委 員 5 番 藤岡 雅子 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 福島 則義

委 員 7 番 森田 優二 委 員 13 番 竹崎 幸雄

委 員 8 番 池田 賢治 委 員 14 番 吉田 敏郎

欠席者 10 番 渡邊 義高

農地利用最適化推進委員 7名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 議案第30号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
附則第5条第1項及び附則第10号第1項について

7 議案第31号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更
について

8 議案第32号 農地法第25条第1項(和解の仲介)について

9 報告第22号 耕作証明書について

10 報告第23号 農地法第18条第6項(合意解約)について

11 報告第24号 非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥 課長補佐 松崎 邦寿

主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、10 番渡邊委員から欠席の連絡を受けており、欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員 7 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、8 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よろしくお願いいたします。

議長 はい、こんにちは。

全委員 こんにちは。

議長 台風があれだけ大騒動して何もなかったでしょ。山間の方も何もなかったでしょ。それは、ようございました。あと、四国辺りが酷かったようですね。長崎もですか。宮崎辺りが酷かったのは分かるとるけど、うちの辺りは何もなくてよかったですね。もうちょっと、雨が降ればよかったのにね、というところで本日の議事録署名委員は、3 番 坂本委員、4 番 野田委員のお二方よろしく願いをいたします。それでは、さっそく議案第 28 号をお願いします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 1 ページをお願いします。
《議案第 28 号を説明》

議長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から担当の竹崎委員からお願いいたします。

13 番 はい、先月の 26 日に事務局の松永さんと推進委員の川部さんと申請人の方と現地を確認致しました。現場は、まずは説明資料の 4 ページをお願いします。場所は、滝尾のマミコウロードを登って県道田代線との交差点から入りまして〇〇門の近くですね。地目は畑で、次のページに写真がありますが、現在栗が植わっています。取得後も栗の栽培をしていくということで確認をしています。3 ページの調査書の第 2 項の第 1 項から必要な事項はすべて満たしており、適当であると判断します。皆様のご審議のほどを宜しく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、皆様、説明に対し

てご質問・ご意見はありますでしょうか。これは親族の移転ですか。

- 13 番
議 長 これは、いところになるそうです。譲渡人から譲受人には、これは、今までも譲受人が管理していたのか。
- 13 番
議 長 管理は、譲渡人の親戚の方がしていたという話でした。また、譲受人も親戚ですか。
- 13 番
議 長 別の親戚の方になります。ほかにご質問・ご意見ありませんか。
- 全委員
議 長 ありません。
- 全委員
議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして、申請番号②番これは、②番③番通してはいかんとかな。当人同士の土地をやったり、とったりでしょ。
- 9 番
事務局
議 長 土地の交換になりますね。一連で。一緒にしてよかでしょう。とりあえずは、②番の譲渡人の出すのが、3反、③番の譲渡人が出すのが3畝半、ということですかね。それでは、9番徳永委員説明をお願いします。
- 9 番
議 長 まずは、②番の方は、4筆ありますので、8ページをご覧下さい。場所がどこだろうかという話になりますが、真ん中に環状線みたいに見えるところは、陣の明治時代の耕地整備をした後ですから、ちょうど1反ものですが、申請地と書いてあるのが、近くに山井手の方向と書いてください。次のページの9、10ページを見ていただきたいと思います。申請地の1筆、9ページの同じ土地を方向違いで撮ってあります。これが面積〇〇.〇㎡、右の方の10ページには、申請地の2筆目、3筆目が本当は一つの田んぼになっているわけですが、先に方に〇〇㎡とあるのが、下の方に申請地の4筆目がありますけど、どうなっているかという1反くらいのずらっと並んでいる田んぼでございます。7月27日に事務局と川地推進委員と代理の方がいらっしやって、確認しまして、とても分かりやすい所なので、さっさと行って終わらしまして、今現在、書いてある譲受人の方が現在稲を作っておられます。ここに4筆ありますが、まとめて、次の③番は、譲渡人と譲受人が逆になるんですが、申請地の1筆目と2筆目が、次のページ13ページ14ページを見ま

すと、13 ページを見ますと、何度と出ております譲渡人の土地が2丁半ほどありますけど、その間、申請地の1筆目と2筆目とちょこちょこッと残っているところ、ここを売ろう、交換しようということで、ここの畑2筆と先ほどの田4筆を交換する形になっています。今、見ましたところ、ちょっと私も思ったのですが、あまりにも多いかなと思ったんですが、本人たちが良ければ、ですね。農業委員は、文句は言われんど。これは、何か条件があるわけではないんでしょ。

議長 条件とかは、なかですよ。何の縛りのない。それは当人同士の話し合いだから。これは、調整中なんでしょ、面積がこれだけ違うから。また、話が決まっとらんとでしょ。事務局

事務局 今徳永委員が言われた件ですが、面積が3反と3畝ということで、今そこは協議中ということです。これにつきましては、あとで当人同士において決められますので、それにつきましては、協議後に決められますので、以上です。

議長 それは、協議中でも、うちは、これで決定してよかつね。これは、話が決まってから提出するんじゃないのか。協議中でもよかとか。

事務局 あの当人同士の。

議長 あの農業委員会が言ったんなら、これが、農業委員会が、3反と3畝半で認めたから、このとおりにはいかなんたい。いうことがないかな。

事務局 3条の申請書の方に等価がいくらと、購入する場合は、いくらで購入します、無償譲渡です、と書いておられます。こちらについては、今回話しませんけど。それについては、基本的には、今当人同士は譲渡については、了解されていますので、その差分については、お金に解決するか土地にするかは、現在協議中ということで、こちらは聞いています。お互いに了解を得ているということであれば、そこについては、問題ないかと。

議長 それについては、金ですか、土地ですか、それは協議中なんだろう、当人同士では。ということは、調整中なのに、農業委員会では、片方は3反、片方は3畝半でそれでいいんじゃないですか。と言ったから、農業委員会が、相手に3反、もう一人には3畝半を出しなっせと云わんとも限らないじゃないだろうか。これは、農業委員会が委員会を通したから農業委員会から賛成で送ってていいよるから、相手が土地をやらなんだ

い、と言いそうて思わない。そういうことも邪気を伸ばしていくなら出てくるとは限らんばい。

事務局 すいません、今月私が現場に行っていないものですから、報告で聞いているものから。

議 長 やっぱね、あとから出てくるけど、境界のあういうのも、なるだけ。

事務局 解決してから。

議 長 うちがなんさん何もしないでいいように、窓口で受ける時、書類を精査してからたい。ちょっと考えてから申請を受けてもらいたいね。結局、最後にお鉢が回ってくるからね。いつでんしよるからね。境界争いとか、いつでもしよるけんね。窓口で、安易に引き受けないようにしてもらわないと思うたいね、俺は。皆さんはどういう考えですかね。申請、極力申請、ちゃんと申請に必要な書類が揃っているとか、そがんとだけん、引き受けました。というけど、それは、基本的には引き受けないといけないかもしれないけど。進行中の案件は引き受けないでいいと思う。皆さんどう思いますか。話がついてから持ってきなっせと。

2 番 これは、結局売買だろたい。

議 長 これは、交換？

事務局 すいません、一応、現地立会の際に譲受人が来られております。そして、これについては、申請書の方に書いてありますが、これについては、交換契約ということで、こちらは聞いておりましたので。契約書は、まだ提出はなかったんですけど。

議 長 そんなあってでしょ。その時、契約書は、その時話はずきました契約書がもらっとるなら、受付でよかたい。あとは、うちで諮りますよと、言ってよかたい。話が、だけど先行していて、自分が居るときは、そんな時は、はい、わかりましたと受け取っても人間が悪い奴なら、農業委員会が通したからそれしこたい、というかもしれんとばい。邪気回して考えれば。

2 番 こら、もうあの田んぼは、前から譲受人が小作で作っとらしたと。もともと、小作という形で。

事務局 もともとあの田んぼは、小作という形でしておられました。

2 番 逆の方は。小作者か、別の人を作っておらすと。

事務局 畑の方ですよ。

議 長 畑の方は、荒れとるから、そのままでしょ。内情を知ってるけ

んね余計ね。

2 番 議 長 　　もしかしたら、あとの宅地としての利用を考えて。
譲受人は、何回も申請が出てきてる。この間の申請で、飛び地でもう終わりだろと思っとったら、まだ譲渡人の土地が残っていたわけよね。譲受人はどういう風に考えているか知らないけど、農業委員会に対しては、2～3年間は耕作しますよだけん、OKしてるわけですよ。もうちょっと精査してから受付してくれよね。窓口が受付なんと。申請をあがってきたものを、ハイハイと受け付けてしよったら引っかかる結末の案件が出てくるんじゃないかなと思うね。

事務局 議 長 　　分かりました。
全委員 議 長 　　で、徳永委員、説明は終わんなはったですかね。
　　　　　　　　(笑い)
　　　　　　　　それじゃ、どうするや。保留や。これ、今日決断しなきゃいかんとや。なら、電話しとけよ。両者とも話がついてから。処分保留にしました。まだ進行形だけん。事務局いいですか。

事務局 議 長 　　はい。
　　　　　　　　はい、それでは、これは皆さん処分保留でいいですか。そして、改めて話がついてから、委員会で印鑑を押すか否かを決めるということで。皆さん

全委員 議 長 　　(はい)
　　　　　　　　それでいきます。それでは、続きまして議案第29号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　　議案書の3ページをお開きください。
　　　　　　　　《議案第29号を説明》

議 長 　　はい、ありがとうございました。今回は、2件ですね。それでは、申請番号①から担当の徳永委員、お願いします。

9 番 　　はい、説明書の15ページからになります。まずは18ページをご覧ください。7月21日事務局と申請者と来ていただいて、現地を確認いたしました。18ページに周辺図がありますので、この青いのが音大に行く音大線になります。〇〇小学校から音大に行く路線です。前に紡績工場がありますから、その斜め前が申請地ということになります。20ページが写真になります。ここは、譲渡人が大体、野菜を作っていて、現在、土壤が荒らされずに管理しておりまして、短い草だけとなっております。

す。譲受人の会社は、電気関係の会社で、ソーラーを扱う会社で、ここに、事業所、倉庫兼事業所みたいなのを作るということで、譲渡人から売買を受ける予定です。一番問題になりますのは、写真を見ますと、右左が民家にありますので、民家に影響がないような排水ができているかどうかを確認いたしました。16 ページの一般基準の 1 から 10 までの該当するところは、ここに書いてありますように適当と思われます。特に、排水にいたしましては、自然沈下で、浸透枡を使ってされるということで、オーバーフローした分は、道路の側溝のところに排水するということです。そこで生活作業をすることではございませんので、大したことはございません。ということを確認いたしました。この場所は、いわゆる書類に書いてあるように、第 2 種農地で、生産性の低い土地です。一番いい場所で、一つだけここら辺で残っていました。総合判断としまして、許可相当と思われます。以上のようなことから、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これは、ソーラー屋さんですか。ソーラー屋さんの事務所。

9 番 議 長 はい、そうです。

9 番 議 長 ソーラーでなくて、ソーラー屋の事務所。

9 番 議 長 電気関係を何かいろいろなさっしていらっしゃるらしいです。

全委員 議 長 はい、それでは、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

全委員 議 長 (意見無し)

全委員 議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員 議 長 (全員挙手)

全委員 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして申請番号②番担当の福島委員、申し上げます。

12 番 7 月 26 日に、田中推進委員と申請者の代理人と現地の調査をしております。24 ページを見ていただきたいと思います。申請地と書いてありますが、〇〇小学校、国道〇〇号、〇〇小学校の東側になります。25 ページに配置図と、26 ページに現地の写真があります。農地区分は、都市計画の用途地域内ということで第 3 種農地、地目は田、面積は〇〇〇㎡、21 ページを見ていただいて、先に進んですいませんが、申請人は町内、地元で土木建設業をしております。実際は、申請地のすぐ隣接地

に資材置場を持っているんですが、手狭になってきたということで、増設を計画した。隣接地は、申請人の親が持っている、その分を贈与でもらって、個人の所有で転用して会社に賃貸契約をするということで、今回は5条申請に至っています。一般基準の1から10におきましては、この付近は、ほとんど荒地というか、田名義ではあつとですけども、もう耕作できないような湿地帯になっていまして、総合的なあれには入っていないということに、排水同意、隣接同意は取れています。こういうようなことから許可相当と判断しています。但し、一つお願いがあったのが、これには、始末書が付いています。なんで始末書が付いているかといいますと、もう既に埋めてあるということになります。

- 議 長 これは、写真を見ると、もうやっている。
- 12 番 これは非常に私も困りました。なんであれなのかというと、今回申請したところの2筆を平成31年2月に農業委員会に審議して転用するんですよ。1筆だけ残った。
- 議 長 いつ、何年に諮ったんですか。農業委員会。
- 12 番 平成31年、令和元年、令和になる前のあれですよ。令和になる年の2月。その時には、譲受人の会社名義で転用しているんですよ。今回は、個人ということになります。その辺が、ちょっとあれなんですけども、今回はそういう申請内容になっております。25ページの図面になりますが、この赤く塗った部分が申請地。ここに2筆あるんですよ。この青く塗った部分が平成31年に転用という形で。
- 議 長 譲受人の申請には、事後報告が何か所もあるから、どこが上がってくるかわからん。
- 12 番 極端な話、この前に一遍にしとかないかんかった。
- 議 長 始末書をつけてから、今は、よっぽどそういうポーズを見せている。昔は、闇でどんどんしとったんですよ。これは、入り口の左側ということでしょ。
- 2 番 前に店があつて、その裏側でしょ。
- 議 長 あの道の隣は、違つとでしよう。道の唐揚げ屋かなんか、コンビニがあつて、隣に店があつて、その隣に土場があるでしょ。あれも一緒ですか。
- 12 番 いえ、違います。
- 議 長 あの道沿いの土場があるでしよう。土場は塞がっているからね。

- あのあっち側から入って、左側のことでしょう。
- 12 番 こっちから行って高校の反対側の、向こうの南側のちょっと先の草でございます。
- 議 長 その先の右側にも土場があるでしょうが。
- 12 番 あの南部落に入る道路からは直接入れない。
- 議 長 この道から行かれんと。
- 12 番 あそこまでは行かれない。はい、国道から直接だから。
- 議 長 ということは、国道沿いにある土場は、岸さんの所じゃなかったと。
- 12 番 ここに何とか屋さん、コンビニがあって、その間は、〇〇川の川が流れています。すぐ横、手前から下に下りていく。ですから、道路を通ると、なんかあるねっとなんか分かんないということですね。
- 議 長 それでは、ほかにご質問、ご意見ありませんでしょうか。3 番坂本委員。
- 3 番 売買で、会社で登記する際、今回のように、個人で登記して会社に貸すというパターンと、何の違いがあるんですか。
- 2 番 税金対策とか
- 議 長 税金対策か、税金って言ったって、
- 12 番 会社の資産とか、そういうのが絡んどうる。
- 議 長 税金対策といっても、大した税金対策には、ならんと思うけど。
- 12 番 あの別途の資料によると、会社にあんまり財産を持たせると、そういうのがある。
- 3 番 そういう判断もあるんですね。
- 議 長 ほかにございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
- 全委員 (全員挙手)
- 議 長 それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第 30 号を提案いたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案書の 5 ページをお願いいたします。
《議案第 30 号を説明》
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の事務局の説明に対して、了解していただける方の挙手をお願いします。
- 全委員 (全員挙手)
- 議 長 はい、全員賛成で許可とします。続きまして、議案第 31 号を

事務局 提案いたします。事務局の説明をお願いします。
それでは、議案書 11 ページをお願いします。
《議案第 31 号を説明》

細木係長 皆さんこんにちは。
全委員 (こんにちは)
細木係長 農業振興課農林企画係の細木と申します。よろしくお願ひします。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご説明します。今回は、国が定める農業経営基盤強化に関する基本的な方針の一部改正に伴いまして、国が定める農業経営基盤強化の促進に関する基本方針が一部変更され、町の方も町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想も変更になりました。今回の変更に関しては、国が示した書式と指導により変更しています。これに関しては、農業経営基盤の強化の促進法の施行規則によりまして、町の基本構想を変更する場合は、農業委員会に諮るということで今回に至っています。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 で、どがんせなんと。
全委員 (笑い)
事務局 今回の規定の変更に関して意見があればということです。
全委員 (笑い)
議 長 今読んで返答しろって。
事務局 基本的には、担当係長からありましたように、県の基本的な構想の変更に基づいて変更があるというものを法律に基づいて変更すること。

議 長 変更する項目を挙げてあるならしやすすいけど、これ渡されてはい、どうぞっていきなり言われても分からんど、これは。変更ポイント。掻い摘んで言うなら、どのくらい、どの辺がどのように変更になるのか。

細木係長 変更のポイントとしては、第 3 ですね。
議 長 何ページかな。
細木係長 基本構想ですので、11 ページですね。赤のところを追加になっております。農業担う者の確保及び育成の考え方、就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供に関することまでが追加になっております。あと、地域計画に関する事項もありますけれども、それについても、

赤いところが追加ということになっています。あと、先ほど申し上げましたように、県の様式が、こちらでも示されましたので、こちらでも主に指導によりましてこちらに変更をかけている状況です。以上です。

議 長
細木係長

5年に1回の見直しね。
今回においては、一部変更となりましたので、一部改正になりましたので、それに伴いまして。

議 長
細木係長

その都度とね。その分だけ。
前は2年前位になります。今回は、一部改正によって、以上です。

議 長

12 ページにたまたま就農希望者の話があるけど、御船町でもやっぱり希望者とか手を挙げる人とかいると。農業したいなあとか。

事務局

すいません、私が。親が農業しよって、その農業を継承する、引継ぎますとかの相談はあります。

議 長
事務局

新規就農者とかは、別に、町外から来て。
今2戸の新規就農者が、御船に居られて、吉無田でナスを作ったりとかを1件されてまして、今は有機農家の家に弟子入りしてから一生懸命される。木倉に居られる方は、新規就農というより親元就農という形でやっていますので、今実際、新規就農者は、1件だけです。たまたま、テレビに出てくるなんか・・・

8 番
事務局

あの仲良しユニット〇〇とか。テレビに出てくる。

8 番
議 長

〇〇が吉無田でしている。

〇〇〇〇とか。

推進委員のライバルじゃないとか。推進委員のそこは、ナスとか作りよらんとね。

推進委員

作ってないです。

議 長
事務局

よかったね。ばっていんぐせんで。

その1件です。県の変更に合わせて作り変えたと。

議 長

こんなのは、意義は唱えられないって。皆さん、どう。ご質問、ご意見はどうです。しゃあもんでんでけん。異議なしという方は、挙手をお願いいたします。

全委員
議 長
事務局

(全員挙手)

全員賛成で、承認とします。

それでは、議案第31号は、異議なしということで、先に進みます。それでは、12ページをお開きください。

《議案第 32 号の説明》

- 7 番 私が、議長という立場で、いろいろと行っておりますので、よろしくお願ひします。
- 議長 他の方は、私で意義はございませんか。よかなら代わろうと思
う方おりませんか。今なら代わる人は。
- 全委員 (異議なし)
- 議長 なら私が務めさせていただきます。よろしくお願ひします。
- 議長 私たちにありがたく一任を頂いたところで、次の議題に、報告
第 22 号を提案いたします。通して最後まで事務局の説明をお
願ひします。
- 事務局 議案書の 13 ページをご覧ください
《報告第 22 号を報告》
議案書の 16 ページをご覧ください。
《報告第 23 号を報告》
議案書の 18 ページをご覧ください。
《報告第 24 号を報告》
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、今までの報告につ
いて、ご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、
事務局から何かありますか。
- 事務局 その他報告について
《月次の農業委員・推進委員の活動出面表》
《農地利用最適化推進大会（8 月 31 日）》
《令和 5 年度御船町視察研修（9 月下旬）》
研修先：福岡県宗像市農業委員会事務局
《令和 5 年農業委員・推進委員慰安旅行》
3 コースの提案
- 議長 本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

3 番

㊞

4 番

㊞